



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年8月12日金曜日 第2292号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	677
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件).....	678
地籍調査の成果の認証.....	679
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	679
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....	680
道路の区域決定(県道四国カルスト公園縦断線).....	684
道路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線).....	685
道路の供用開始(県道四国カルスト公園縦断線).....	685

公 告

採石業務管理者試験の実施について.....	686
愛媛県歴史文化博物館文化財用X線透過撮影システム整備業務の委託.....	686

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表(2件).....	687
------------------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	694
政治団体の届出事項の異動の届出.....	694
政治団体の解散の届出.....	695
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	695

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第986号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年8月12日

愛媛県知事 中村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター宇和店
西予市宇和町上松葉61番1号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501番地1
代表取締役 捧 雄一郎

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501番地1
代表取締役 捧 雄一郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年3月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,563平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
93台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
60平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
33.93立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成23年7月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第987号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
パルティ・フジ平井	松山市平井町2273-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか 4者	西日本電電株式会社 ほか 3者	平成22年 9月1日 外	平成23年 8月1日
			西日本電電株式会社 ほか 3者	ソロン株式会社ほか 3者	平成22年 10月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第988号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 日 年 月 日
パルティ・フジ平井	松山市平井町2273-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成23年 9月1日	平成23年 8月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午前0時	午前2時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午前0時まで	午前8時30分から午前2時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	3箇所	平成23年 8月20日	
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後4時まで	午前6時から午後8時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第989号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年 8 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ダイキ宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ段甲672番地 外	駐車場の位置	4箇所	3箇所	平成23年 9月1日	平成23年 8月1日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	5箇所	4箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第990号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年 8 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
四国中央市	土居（8）	平成21年度から 平成22年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成23年 8 月12日

○愛媛県告示第991号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年 8 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域

(1) 位置

今治市波方町波方字石持甲1571番4から同甲1609番9までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D・L+3.29メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市波方町大字波方字石持乙482番地の1、国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経132度57分29秒8545の地点

1点は、基点から真北86度00分12秒502.73メートルの地点

2点は、1点から真北95度51分35秒5.30メートルの地点

- 3 点は、2 点から真北128度11分29秒3.96メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北218度11分29秒5.30メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北128度20分18秒58.04メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北38度20分57秒1.30メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北128度20分20秒66.68メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北218度12分53秒1.30メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北128度19分09秒48.39メートルの地点
- 10 点は、9 点から真北38度24分06秒5.30メートルの地点
- 11 点は、10 点から真北128度26分49秒5.28メートルの地点
- 12 点は、11 点から真北195度48分01秒5.27メートルの地点
- 13 点は、12 点から真北285度53分30秒5.30メートルの地点
- 14 点は、13 点から真北195度51分38秒14.51メートルの地点
- 15 点は、14 点から真北105度49分29秒5.30メートルの地点
- 16 点は、15 点から真北195度48分31秒17.95メートルの地点

(3) 面積

8,746.41平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成22年 9月30日 愛媛県指令22港第216号

4 しゅん功認可年月日

平成23年 8月12日

○愛媛県告示第992号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 8月12日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ルネサスエレクトロニクス株式会社

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地

代表取締役社長 赤尾 泰

2 事業場の名称及び所在地

ルネサスエレクトロニクス株式会社西条事業所

西条市ひうち 8 番地 6

3 特定施設に関する事項

(1) 除害装置 L

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり0.20立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1週間
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 40
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 10 最大 10

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 現像装置 B

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり700枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 12～13 最大 12～13
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 50
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 430 最大 430
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 0.4 最大 0.4

備考 汚水等は、SOPD処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽 縦 2.1メートル 横 2.9メートル 高さ 3.5メートル 沈殿槽 縦 9.5メートル 横 9.5メートル 高さ 3.5メートル 凝集槽 直径 2.8メートル 高速沈殿槽 直径 4.0メートル 高さ 1.8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 5 最大 8
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680	

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) SOPD処理施設

設 置 年 月 日	平成10年 3月1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	膜分離式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		

処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ばっ気槽Ⅰ 縦 2.5メートル 横 7.5メートル 高さ 3.5メートル ばっ気槽Ⅱ 縦 2.5メートル 横 5.5メートル 高さ 3.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり1.8立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	膜分離式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 12~13	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	通常 20 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430	通常 100 最大 100
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 41 最大 41	通常 41 最大 41	

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	一次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル×2基 二次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル×2基		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		

処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
汚染状態の 値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第993号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 8月12日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 家守 伸正

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 電池研究所フィルタープレスNo.1、No.2(2基)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号イ る過施設	
特定施設の能力	ろ過面積6.4平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.200 最大 11.000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 5 最大 10

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(2) 電池研究所フィルタープレスNo.3

特定施設の種 類	政令別表第1第27号イ る過施設
特定施設の能力	ろ過面積7平方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約1か月
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6 最大 12	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(3) 電池研究所フィルタープレスNo.4

特定施設の種類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積14平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.5
	最大	1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	12
	最大	24

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(4) 電池研究所洗浄塔No.1

特定施設の種類	政令別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり150立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 4	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) アンモニア回収施設

設置年月日	平成13年5月15日
処理施設の種類	化学処理及び物理処理
処理施設の型式	pH調整及び蒸留回収
処理施設の構造	ステンレス製及びポリエチレン製等
処理施設の主要寸法	No.2 縦 10メートル 横 22メートル 高さ 16メートル No.3 縦 11メートル 横 26メートル 高さ 19メートル

処理施設の能力	1日当たり600立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	pH調整及び蒸留回収		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.200 最大 11.000	通常 18 最大 21
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 500 最大 583	通常 500 最大 583

備考 汚水等は、No.5 汚水処理施設にて処理する。

(2) No.5 汚水処理施設

設置年月日	平成21年9月30日
処理施設の種別	物理化学的処理
処理施設の型式	ろ過及び中和
処理施設の構造	ステンレス製及びポリエチレン製等
処理施設の主要寸法	縦 10メートル 横 21メートル 高さ 5.5メートル
処理施設の能力	1日当たり1,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	ろ過及び中和
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16.6 最大 19.3	通常 16.6 最大 19.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 545 最大 633	通常 545 最大 633

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 6.5
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.2 最大 15.9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.18 最大 1.00
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,923 最大 3,506

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年8月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8117番 4 から 同字横野8117番 4 まで	メートル 0.0~3.5	キロメートル 0.087	

○愛媛県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野8312番 3 から 同字高野8313番まで	旧	メートル 7.1~21.0	キロメートル 0.397	
		上浮穴郡久万高原町西谷字高野8312番 5 から 同字高野8313番まで	新	8.8~21.0	0.397	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字高野8313番から 同字高野8312番 2 まで	旧	8.3~13.7	0.073	
		上浮穴郡久万高原町西谷字高野8312番 6 から 同字高野8312番 6 まで	新	10.0~20.1	0.076	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8115番 2 から 同字横野8114番まで	旧	8.2~15.0	0.038	
			新	8.2~15.0	0.038	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8114番から 同字横野8114番まで	旧	7.7~13.9	0.063	
			新	7.7~16.5	0.063	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8114番から 同字横野8114番まで	旧	6.9~10.5	0.046	
			新	7.8~11.7	0.046	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8114番から 同字横野8114番まで	旧	3.1~8.9	0.061	
			新	3.1~11.0	0.061	

○愛媛県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野8312番 5 から 同字高野8313番まで	平成23年 8月12日
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字高野8312番 6 から 同字高野8312番 6 まで	"
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8115番 2 から 同字横野8114番まで	"
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8114番から 同字横野8114番まで	"

"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8114番から 同字横野8114番まで	"
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8114番から 同字横野8114番まで	"
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8117番 4 から 同字横野8117番 4 まで	"

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成23年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁会議室（第二別館 5 階第 3 会議室）

2 試験の日時

平成23年10月14日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成23年 9月 7日（水）から同月16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所地在を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県歴史文化博物館文化財用 X線透過撮影システム整備業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県歴史文化博物館文化財用 X線透過撮影システム整備業務一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日から平成24年 2月29日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目11番地 2

愛媛県歴史文化博物館 保存処理室 1

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地

方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務を委託期間内に確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加停止の期間中にない者であること。

(4) 平成18年 4月 1日から平成23年 3月31日までの5年間に於いて、国、地方公共団体又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者とこの公告に示した委託業務と同程度の業務に係る契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 (089) 912 2931

(2) 入札書の受領期限

平成23年 9月21日（水） 午後 1 時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成23年 9月21日（水） 午後 1 時

愛媛県庁第一別館10階教育委員会

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した委託業務を委託期間内に確実に履行できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Construction of X ray Transmission Imaging System for Cultural Properties and Related Services for Ehime Museum of History and Culture , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:00 p.m. , 21 September 2011
- (3) For further information , please contact: Lifelong Learning Division , Administration Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2931

監 査 公 表

○公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 8月12日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
私 学 文 書 課	平成22年12月21日
(監査の結果)	
平成21年度における愛媛県私立学校運営費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。 満3歳児割対象園児数の誤りにより、4法人に対して計2,219,000円の補助金が過大に交付され、4法人に対して計2,219,000円の補助金が不足していたので、補助金の適正な支出に万全を期されたい。	
(措置の内容)	
補助金の過不足については、平成22年度補助金で調整するとともに、今後はこのような誤りがないよう、複数人での確認体制を徹底することとした。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 育 て 支 援 課	平成22年 8月23日

(監査の結果)

- 1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	750,960	6,220,400	6,971,360	
20年度	250,320	24,127,440	24,377,760	
差引増減	500,640	17,907,040	17,406,400	

- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	21,897,901	160,089,284	181,987,185	
20年度	21,646,565	141,790,500	163,437,065	
差引増減	251,336	18,298,784	18,550,120	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	1,308,433	18,079,225	19,387,658	
20年度	1,559,421	16,903,769	18,463,190	
差引増減	250,988	1,175,456	924,468	

- 3 産休代替職員設置事業費補助金について、一部の補助で事業効果が十分に発現していないと認められるものが見受けられたので、有効性の観点から補助の必要性、妥当性を検討し、改善されたい。また、十分に機能していない代替職員の登録制についても見直しされたい。

(措置の内容)

- 1 児童扶養手当返還金については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努め、一括納付が困難な債務者に対しては、履行延期の特約を行い分割納付を推進して順次回収を行った結果、平成21年度収入未済額6,971,360円のうち401,120円を回収した。また、消滅時効の完成により2,461,280円を不納欠損処理した。

しかし、平成22年度において返還金125,160円が新たに発生し、この新たな債務者に対しても、債務の通知を行うなど納入指導に努めたが、収入が障害年金のみで生活が苦しく、平成23年5月末時点で未納となっている。

その結果、平成22年度末現在の収入未済額は4,234,120円となっており、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めることとしている。

返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、発生の未然防止に努めたい。

- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付の段階から本人への相談・

指導にあっている県下の母子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

さらに、平成22年度には、償還期間が終了しているにもかかわらずいまだ償還金を滞納している本庁所管分の369件（未納額106,243,459円）全件について、一斉に催告書を出したところ、このうち1,255,195円が平成22年度内に納入され、13件が完納に至った。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分201,374,843円のうち、3,193,431円が平成22年度内に納入されたが、平成22年度償還分22,163,981円が未収となったことから、平成22年度末の収入未済額は220,345,393円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

3 平成22年5月27日付けで愛媛県産休等代替職員制度実施要綱等を一部改正し、産休等代替職員の定義付けを行うとともに、同職員の登録制を廃止した。

- (1) 愛媛県産休等代替職員制度実施要綱の改正内容
 - ア 「産休等代替職員」の定義について、産休等職員の職務を臨時に行う者であって、補助実施年度の民間施設給与等改善費にかかる勤続年数算定対象職員（算定対象と同様の常勤職員を含む。）以外の職員とする旨を規定
 - イ 産休等代替職員の登録にかかる規定を削除
- (2) 愛媛県産休等代替職員設置事業費補助金交付要綱の改正内容
 - ア 補助金の交付申請、実績報告等の宛名を地方局長へ変更
- (3) 愛媛県産休等代替職員制度承認等事務取扱要領の改正内容
 - ア 実施要綱中産休等代替職員の登録にかかる規定の削除に伴う項目の削除
 - イ 産休等代替職員が、当年度の民間施設給与等改善費にかかる勤続年数算定対象職員に該当しない旨を確認する項目の追加

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 産 園 芸 課	平成23年 3月11日、 平成23年 3月24日、 平成23年 4月20日

（監査の結果）

平成21年度におけるあくぐすとクラブプロジェクト支援事業費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。

- ・ 補助事業者である西条ベリー部会は、補助金の交付決定を受けた機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の購入に際して、一般競争入札を実施していたが、実際には当該一般競争入札を実施する前に当該参加者のうちの一人に対して個人連帯保証を付した発注を行っていた上、補助対象機械装置以外の機械装置等の代金を補助対象機械装置の代金に水増しした契約書を作成し、それを基に補助事業の実績報告を行っていた。
- ・ 補助対象機械装置以外の機械装置等の代金に係る補助金はこれらの行為がなければ支出しなかったものであり、県は、交付した補助金額（3,000,000円）と補助対象機械装置の代金に係る補助金額（1,474,465円）との差額1,525,535円を過大に交付していた。
- ・ 同支援事業費補助金の交付を受けて実施された補助事業について、整備した施設の運用計画及び帰属について規約に定めがなかったり、資金計画について規約の定めはあるものの遵守されていなかったものがあつたので、経済性、有効性の観点から十分検証するとともに、補助事業の履行確認方を抜本的に見直しされたい。

（措置の内容）

- (1) 過大に交付した補助金1,525,535円については、愛媛県補助金交付規則に則り、交付決定を取り消すと同時に平成23年6月1日に返還を受けた。
- (2) 補助金1,525,535円に係る加算金185,352円については、平成23年6月13日に納入を受けた。

- (3) 補助対象機械装置の利用状況については、管理運営規程の定め及び現地における共同利用を確認するとともに、利用状況について、今後も継続して定期的に指導及び現地確認を実施することとした。
- (4) 補助事業の履行確認方策については、所管事業の補助金交付要綱に、新たに「事業の確認」の規程を加え、適正な執行となるよう指導していくこととした。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成22年 8月26日

（監査の結果）

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	12,782,000	19,323,044	32,105,044	
20年度	1,875,000	18,778,044	20,653,044	
差引増減	10,907,000	545,000	11,452,000	

2 林業改善資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
15年度～16年度 及び 19年度～21年度	5 者	2,031,811	

（措置の内容）

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成21年度末で8件32,105,044円（件数は債務者数）の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、平成22年度中に2,482,943円が償還され、平成23年5月末現在の滞納繰越に係る未収金額は29,622,101円となったが、平成22年度に新たに4件10,413,000円の未収金が発生したことから、平成23年5月末現在の未収金総額は、40,035,101円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成21年度末で5件2,031,811円（件数は実債務者数）の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、分割による納入や貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

この結果、平成22年度中に240,000円が納入され、平成23年5月末現在の滞納繰越に係る未収金額は、1,791,811円となっている。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成22年 8月26日

（監査の結果）

県有林経営事業特別会計について、平成21年度末の歳入不足額は21億8,653万円余と前年度より3,916万円悪化していることから、今後とも健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向（H12～76）」に基づき早期財政健全化等に取り組んでいる。

平成22年度においては、従来から行っている国庫補助事業の導入による育林経費の負担軽減に加え、

森林そ生緊急対策事業（国費100%）等の実施

緊急雇用創出事業の導入による森林整備

ボランティア活動や企業の森づくり活動の拠点となる“森林づくりフィールド”の提供・整備（森林環境税事業）

など、育林経費（特別会計）の支出を伴わない県営林の整備に努めており、今後とも可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をしてみたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	平成22年 9月 1日

(監査の結果)

沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	0	1,430,000	1,430,000	
20年度	1,000,000	3,070,000	4,070,000	
差引増減	1,000,000	1,640,000	2,640,000	

(措置の内容)

沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営等を強いられる中、平成21年度末で1名分1,430,000円の6か月を超える長期延滞が生じていたが、分割償還計画に基づく返済の指導に努めた結果、平成22年10月4日に滞納者から分割償還として10,000円が納入され、延滞繰越に係る未収金額は1,420,000円となった。今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 港 課	平成22年 9月 1日

(監査の結果)

違約金（設計委託業務に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
12年度	1者	210,000	

(措置の内容)

違約金210千円は、破産終結通知によって回収のできない債権であることから、不納欠損処分の方で措置したい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成22年 8月30日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	8,371,000	17,621,763	25,992,763	
20年度	9,993,000	15,547,763	25,540,763	
差引増減	1,622,000	2,074,000	452,000	

2 損害弁償金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
17年度及び19年度	2者	1,353,000	

3 延滞金（放置違反金に伴うもの。）について、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	878,700	408,600	1,287,300	
20年度	306,300	119,800	426,100	
差引増減	572,400	288,800	861,200	

(措置の内容)

1 放置違反金については、滞納者との面接や電話による催促、督促状の送付、銀行預金の差押えによる滞納処分等を積極的に実施した。その結果、平成21年度未収入金25,992,763円（1,704件）が平成22年度末現在で17,165,763円（1,117件）となり8,827,000円（587件）減少した。今後とも放置違反金の納期限内の収入確保に努めるとともに、未納者へは違反車両の道路運送車両法に定める継続検査の拒否制度と合わせ、住所変更の調査や携帯電話番号照会等の追跡調査に基づき、滞納処分や任意納付のための督促等を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

特に、長期滞納者については、原則滞納者と面接し、催促活動を実施するとともに徴収体制を強化するため専門職員の雇用の確保を要望していくこととしたい。

2 損害弁償金の未収金のうち、平成17年度分については、督促状により催告していたものの、納入がないまま所在不明となっていた債務者を平成22年4月に所在確認したため、納入通知書を再発行して納入を求めたが、債務者に収入がないことから早期の納入は困難な状況である。今後、引き続き債務者の所在を確認しながら、早期の納入を促すこととしたい。平成19年度分は、債務者と面談し納入意思を確認し、平成22年度末現在で170,000円が納入された。今後も、債務者の支払能力を確認し、継続的な納入に努めたい。

3 放置違反金に係る延滞金については、滞納者との面接や電話による催促、督促状の送付、銀行預金の差押えによる滞納処分等を積極的に実施した。その結果、平成21年度未収入金1,287,300円（442件）が平成22年度末現在で1,248,300円（427件）となった。今後とも放置違反金に係る延滞金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納者との面接を行い、滞納処分や任意納付のための督促等を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

○公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 8月12日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成22年 7月27日、 平成22年 7月28日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	472,067,359	820,466,200	1,292,533,559	
20年度	496,844,921	727,760,760	1,224,605,681	
差引増減	24,777,562	92,705,440	67,927,878	

（措置の内容）

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押えの早期着手と換価処分促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成22年度に繰り越した未収入金1,292,533,559円が平成23年3月31日現在で808,547,728円に減少した。

平成22年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」（街頭啓発活動等）や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたが、平成23年5月31日時点の未収入金は574,879,804円となった。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成22年 7月27日、 平成22年 7月28日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	113,020	99,000	212,020	
20年度	104,000	0	104,000	
差引増減	9,020	99,000	108,020	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	5,212,648	7,848,302	13,060,950	
20年度	3,395,844	5,116,352	8,512,196	
差引増減	1,816,804	2,731,950	4,548,754	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	165,796	513,376	679,172	
20年度	150,328	363,048	513,376	
差引増減	15,468	150,328	165,796	

（措置の内容）

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

その結果、平成22年度は滞納繰越分212,020円のうち、12,000円が納入されたが、当年度償還分36,000円が未収となったため、平成22年度末の収入未済額は236,020円となった。

滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難であるが、今後も粘り強く返還指導を行い、収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、臨戸訪問を行うなど納入指導に努めた。

その結果、平成22年度は滞納繰越分13,740,122円のうち、3,415,740円が納入された。（平成21年度は滞納繰越分9,025,572円に対し663,894円が納入された。）しかし、当年度償還分6,414,257円が未収となったため、平成22年度末の収入未済額は16,738,639円となっており、引き続き納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成22年 7月28日

（監査の結果）

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	2,167,482	4,654,500	6,821,982	
20年度	3,580,700	2,675,800	6,256,500	
差引増減	1,413,218	1,978,700	565,482	

2 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	115,688	

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料については、平成21年度末時点で6,821,982円(42名)の収入未済額があった。平成22年8月23日に2,000円の減額調定を行い、6,819,982円(42名)に変更となった。

滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、2,086,282円(30名)の納付があったが、平成22年度新たに2,248,600円が未収となったことから、平成22年度末現在の収入未済額は6,982,300円となった。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起している。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

2 平成19年度に発注した急砂第2-1号の3急傾斜地崩壊対策工事については、元請業者であるA社が事実上倒産したことから、平成19年12月3日付けで契約を解除し、前金払還付金として4,210,000円が保証事業会社から入金された。この額に対する利息115,688円を元請業者であるA社に請求するも、いまだ納付されていない。

同社は、経営不振により経営破たんし、平成19年12月末頃から商業登記を残したまま行方不明となっている。このため、商業登記簿調査、住民票調査、臨戸、建設業界知人からの聞き取り調査等を行い、行方を捜索しているところである。

平成23年度も調査は行いが、このまま所在が判明しないのであれば、工事の契約解除(平成19年12月3日)から3年以上を経過しているため、債権の種類、時効の時期等を確認の上、債権放棄をする方向で検討したい。

なったことから、平成22年度末現在の収入未済額は4,165,300円となった。

今後とも引き続き納入督促を行い、滞納整理を図ってまいりたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出しなどでの催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起している。

2 ① 工事請負契約の違約金については、平成14年度にB社との間で工事請負契約(152,250円)を締結していたが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金(15,225円)が収入未済となっている。当債権については、倒産後、早急に違約金の収入を図るべく請求を行ったが、代理人弁護士から任意整理に伴う債権届出書の提出依頼があったため、債権届出書を提出し担当を待つこととしたが、同弁護士から「財産に対し負債が多額であること、また、不動産は処分し価値ある財産もないことから、違約金への配当は困難である。」旨の話があった。

その後、平成19年2月に同弁護士に照会したところ、「B社の任意整理は事実上終了しているが、法人登記の抹消は費用問題で行う予定はない。」との回答であった。

今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。

② 設計委託業務の違約金については、平成12年度にC社との間で設計委託業務(945,000円)を締結していたが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金(94,500円)が収入未済となっている。同社については、平成13年9月28日に大阪地方裁判所から破産宣告の通知があり、同年10月9日に破産債権届出書を提出し債権回収を図ったが、平成15年2月5日付けで同地方裁判所により破産手続を廃止する旨の決定がなされ、破産管財人から配当は不可能であるとの通知があった。その後、愛媛県大阪事務所職員が、平成19年7月に同社所在地のテナントビルを訪問したが、同社は存在せず、警備員によると「5年ほど前に自己破産した。」とのことであった。また、閉鎖登記簿に記載されている支店を当地方局職員が訪問したが、同支店は不存在であった。今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。

3 平成14年度にB社との間で工事請負契約(8,925,000円)を締結していたが、経営不振のため倒産した。契約解除による既前払金(3,570,000円)については保証契約に基づき納入させたものの、県が請求した日から保証事業会社が納入するまでの間に生じた利息に関しては保証で対応できず、延滞利息(37,925円)が収入未済となっている。

違約金の債権管理とともに、今後とも必要に応じて情報収集を行い、適切な債権管理に努めることとしたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所

平成22年 7月28日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	986,500	3,723,100	4,709,600	
20年度	2,270,700	3,394,000	5,664,700	
差引増減	1,284,200	329,100	955,100	

2 違約金(工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
13年度及び14年度	2者	109,725	

3 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
14年度	1者	37,925	

(措置の内容)

1 平成21年度末時点で4,709,600円(32名)の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、毎月、給与支給日等に戸別訪問等による納入督促を行い、滞納繰越金の約21.3%、1,004,800円(21名)の納入があったが、平成22年度現年度分の収入未済額が460,500円と

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部

平成22年 7月22日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	346,900	993,136	1,340,036	
20年度	758,456	354,680	1,113,136	
差引増減	411,556	638,456	226,900	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	1,118,121	4,109,967	5,228,088	
20年度	796,046	3,757,084	4,553,130	
差引増減	322,075	352,883	674,958	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	0	1,674,764	1,674,764	
20年度	0	1,728,264	1,728,264	
差引増減	0	53,500	53,500	

(措置の内容)

1 過年度収入未済額については、改めて催告書を送付するとともに、家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額1,340,036円に対し、100,000円の納入があったが、平成22年度償還分2,248,386円が未納となったことから、平成22年度末現在の収入未済額は3,488,422円となっている。

滞納者は、生活保護受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、引き続き家庭訪問等により返還指導を行い、収入確保に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状及び催告書の送付、借主(連帯借主)又は連帯保証人への電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けの依頼や、連帯保証人自身からの償還など、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額6,902,852円に対し、715,562円の償還(償還率10.4%)となっており、滞納者30名中11名が完済、12名から一部納入を得ることができた。

しかしながら、経済状況の悪化による借主及び連帯借主の収入減や就職難、借主の疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、平成22年度収入未済額は7,449,376円(現年度分1,262,086円、滞納繰越分6,187,290円)となった。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南予地方局健康福祉環境部	平成22年7月30日、 平成22年8月5日
(監査の結果)	
1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、	

収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	555,900	6,586,333	7,142,233	
20年度	3,767,411	3,070,922	6,838,333	
差引増減	3,211,511	3,515,411	303,900	

(地域福祉課)

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	2,580,970	4,700,631	7,281,601	
20年度	2,187,774	3,671,820	5,859,594	
差引増減	393,196	1,028,811	1,422,007	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	120,716	1,600,446	1,721,162	
20年度	49,382	1,600,446	1,649,828	
差引増減	71,334	0	71,334	

(地域福祉課)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	138,000	638,082	776,082	
20年度	591,082	247,000	838,082	
差引増減	453,082	391,082	62,000	

(八幡浜支局福祉室)

(措置の内容)

1 平成21年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が7,142,233円であったが、納入指導を行った結果、平成23年3月末までに362,550円納入され、未納額は6,779,683円となった。

未納者は9名であり、うち、4名は保護を廃止、残り5名は保護中である。保護を廃止している4名のうち1名は、行方不明であることから、随時、出身地町役場への住所地調査や近隣聞き込みにより所在把握に努めたい。(行方不明1名の収入未済額335,000円。)

廃止している残りの3名及び保護中の5名については、継続して返還指導してまいりたい。(廃止した3名のうち、大口未納者が2名であり、1名は平成22年10月まで行方不明であったが、大阪府西成区から連絡があり、同区で平成22年9月から保護されていることが判明。納付指導により80,000円の納付があり、収入未済額は3,365,544円となった。また、もう1名は平成23年1月まで行方不明であったが、宇和島市で保護されていることが判明。)

なお、平成22年度の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

22年度生活保護費戻入金収入状況表

平成23年 5月31日現在

22年度調定額	収入 済 額	収入未済額	収入 歩 合
5,136,700円	4,248,298円	888,402円	82.7%

未納者10名

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主（連帯借主）に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど期限内納付を行うよう改めて通知し、期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主（連帯借主）に対し督促状の送付、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、当面の措置として、借主に対する返済の働きかけをさせるとともに、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額9,002,763円は、平成23年3月31日現在で1,859,314円の償還、償還率20.6%（対前年4.5ポイント増）となり、滞納者60名中22名が償還済みとなったほか、24名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等により、生活に困窮した者、多重債務となった者など償還困難者が多く、平成22年度出納閉鎖時の償還未済額は11,072,049円（現年度分3,928,600円、滞納繰越分7,143,449円）となっている。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

3 平成21年度末において収入未済額が776,082円あり、訪問や電話等による納入指導を行った結果、平成23年3月末までに3名から、200,000円納入され、未納額は576,082円となった。

未納者は4名であり、うち1名は保護を廃止し、3名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成22年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

22年度生活保護費戻入金収入状況表

平成23年 5月31日現在

22年度調定額	収入 済 額	収入未済額	収入 歩 合
7,249,428円	7,148,428円	101,000円	98.6%

未納者3名

（措置の内容）

県営住宅貸付料については、平成21年度末時点で2,269,800円（25名）の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い収納指導に努めた結果、851,200円の納入があったが、平成22年度新たに852,600円（22名）が未収となったことから、平成22年度末現在の収入未済額は2,271,200円（28名）となった。

このうち、999,600円を滞納している1名について、平成19年3月31日に入居許可を取り消した上、明渡し及び損害賠償の請求訴訟を行い、平成19年7月24日に勝訴し、その後、強制執行予定前の平成19年11月30日に、自ら退去した。

また、282,000円を滞納している1名についても、平成21年3月31日をもって入居許可を取り消した上、明渡し及び損害賠償の請求訴訟を行い、平成21年9月2日に勝訴し、その後、強制執行予定前の平成22年3月17日に、自ら退去した。

平成20年10月より、退去者に係る家賃滞納の回収業務を民間委託しており、必要に応じて土木部建築住宅課と協力して債権回収に努めるとともに、入居中の住宅貸付料についても期限内の収入確保及び滞納繰越額の回収に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所

平成22年 7月30日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	70,800	1,334,600	1,405,400	
20年度	207,200	1,144,300	1,351,500	
差引増減	136,400	190,300	53,900	

（措置の内容）

平成21年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（7名1,405,400円）については、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導及び敷金の充当等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成22年度において3名から105,200円の納付があり、平成22年度末時点の滞納分は、5名1,300,200円となった。

また、平成22年度現年度分については、4月末時点で230,700円（10名）の未納が発生していたが、督促に努めた結果、出納閉鎖の5月末までに176,800円の納入があり、収入未済額は53,900円（2名）となった。

このうち1名は、平成22年5月に退去しその後死亡したため、納入の見込みがたないが、もう1名は、平成23年4月分について納入があり、平成22年度滞納分についても1か月分の納入があったため、今後も状況を注視しながら納入を促し指導していきたい。

なお、平成17年度以前の滞納家賃3名分（1,144,300円）については、本庁において平成20年10月21日から回収業務を委託している。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南 予 地 方 局 建 設 部

平成22年 8月6日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	866,800	1,403,000	2,269,800	
20年度	1,254,100	1,211,900	2,466,000	
差引増減	387,300	191,100	196,200	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年 8月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
稲田てるひろ後援会	稲田輝宏	稲田美里	伊予郡松前町西古泉490-5	平成23年6月21日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年 8月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
正岡かずひろ後援会	代表者	高橋恒範	仲岡久夫	平成23年6月2日	
税理士による山本公一後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市堀端町1-35	宇和島市御幸町二丁目6-22	平成23年6月3日	
	代表者	永田幸子	杉脇達也		
	会計責任者	永田幸子	杉脇達也		
自由民主党愛媛県遺族会支部	代表者	愛原章	高橋正徳	平成23年6月13日	政党支部
愛媛県行政書士政治連盟	代表者	矢野浩司	篠森和雄	平成23年6月13日	
	会計責任者	仙波十三夫	矢野浩司		
愛媛県不動産鑑定政治連盟	代表者	亀田武志	渡辺正隆	平成23年6月13日	
	会計責任者	平田耕二	亀田武志		
愛媛県歯科技工士連盟	代表者	松下清松	泉直三	平成23年6月16日	
	会計責任者	河野喜久巳	松下清松		
自由民主党伊予三島支部	会計責任者	井川剛	西岡政則	平成23年6月17日	政党支部
愛媛県清酒産業振興研究会	代表者	中城英敏	篠原成行	平成23年6月20日	
	会計責任者	中城英敏	篠原成行		
野口仁後援会	代表者	野口文子	野口仁	平成23年6月20日	
愛媛県中小企業政治協議会	代表者	服部正	山本功	平成23年6月21日	
坂本ゆうき後援会	代表者	坂本眸	二宮吉弘	平成23年6月23日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年 8月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
池田洋助後援会「うちこ揚々会」	大 西 啓 介	平成21年12月31日

山 口 尊 後 援 会	岡 山 晴 促	平成22年12月31日
自 由 民 主 党 吉 海 支 部	柳 原 能 夫	平成23年 6月 1日
自 由 民 主 党 愛 媛 県 軍 恩 支 部	松 原 重 勝	平成23年 6月15日
野 口 仁 後 援 会	野 口 文 子	平成23年 6月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成23年 8月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
(故)野口 仁	愛媛県議会議員	野口仁後援会	松山市福角町甲51 - 108	(故)野口 仁	平成23年 6月20日	資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出である。